

Glyco worldへようこそ 糖鎖を用いて共に人類の 未来へ貢献を！

糖質応用研究コンソーシアム ご案内

GlycoBioChemistry



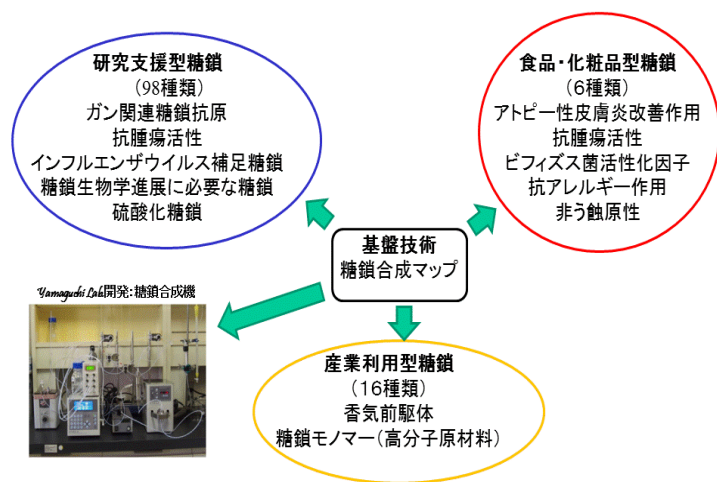
*I find out what the world needs.
Then, I go ahead and invent it.*

2018年1月4日

糖質応用研究コンソーシアム

糖質応用研究コンソーシアム 設立趣意

全120種類の糖鎖の合成達成



糖鎖は、人体中に多く存在し、人体活動に大きな影響を与えていることが知られており、既によく研究されている核酸、タンパク質に続く第3の生命鎖と言われており、現在この研究開発が活発に行われ始めています。糖鎖は、細胞間の相互作用に関係し、ホルモンの受容体としてまた免疫調節機能にも関与する反面、ウィルス感染やバクテリア感染、癌化に於いて重要な働きを行っており、糖鎖研究の重要性は論を待たない。糖鎖の応用や機能研究においては、糖鎖を合成することが大変重要であるが、人工的に合成する従来の方法は高度に専門的な技術者が合成する場合に限られていました。山口真範准教授は、一つの簡易的な合成方法を編み出し、文科省のSTART事業に採用されて、一年ほどで120種類の糖鎖を合成することに成功しました。

この技術を利用して、糖鎖研究の実施を容易にすることにより、糖鎖研究の振興に寄与することができます。また、企業が必要とする糖鎖を迅速に供給することにより、糖鎖の応用発展を促し、人の健康に寄与することを目指した本コンソーシアムを設立いたします。

糖質応用研究コンソーシアム 目的と内容

目的

本コンソーシアムは、和歌山に於いて糖質及びその応用研究を推進し、糖質応用技術の向上と普及を図り、各種産業における糖質応用利用の発展に貢献することを目的とする。

事業内容

- 糖鎖の産業応用について調査研究、研究会の開催
- 大学研究員の研究成果の迅速な公開と共有（出願の可能性がある場合は出願後できるだけ早くコンソーシアムのメンバーに研究会を通じて公表）
- 企業の技術的な相談
- 共同研究の構築（大学および企業との共同研究、企業との受託研究）
- 研究チームを構成し、公募事業への応募

糖質応用研究コンソーシアム 会長挨拶



糖鎖研究の門戸を叩き、気が付くと20年が過ぎておりました。糖鎖の合成研究からその生理機能の解明研究にたずさわり、年々糖鎖の持つ無限ともいえる可能性に魅了され現在に至ります。

“糖”という文字をみて、人それぞれ感じ方は異なると思います。ある人は甘い食べ物を連想し、幸せな気持ちになるかもしれません。またある人は、太るなどと否定的な思いを抱くかもしれません。

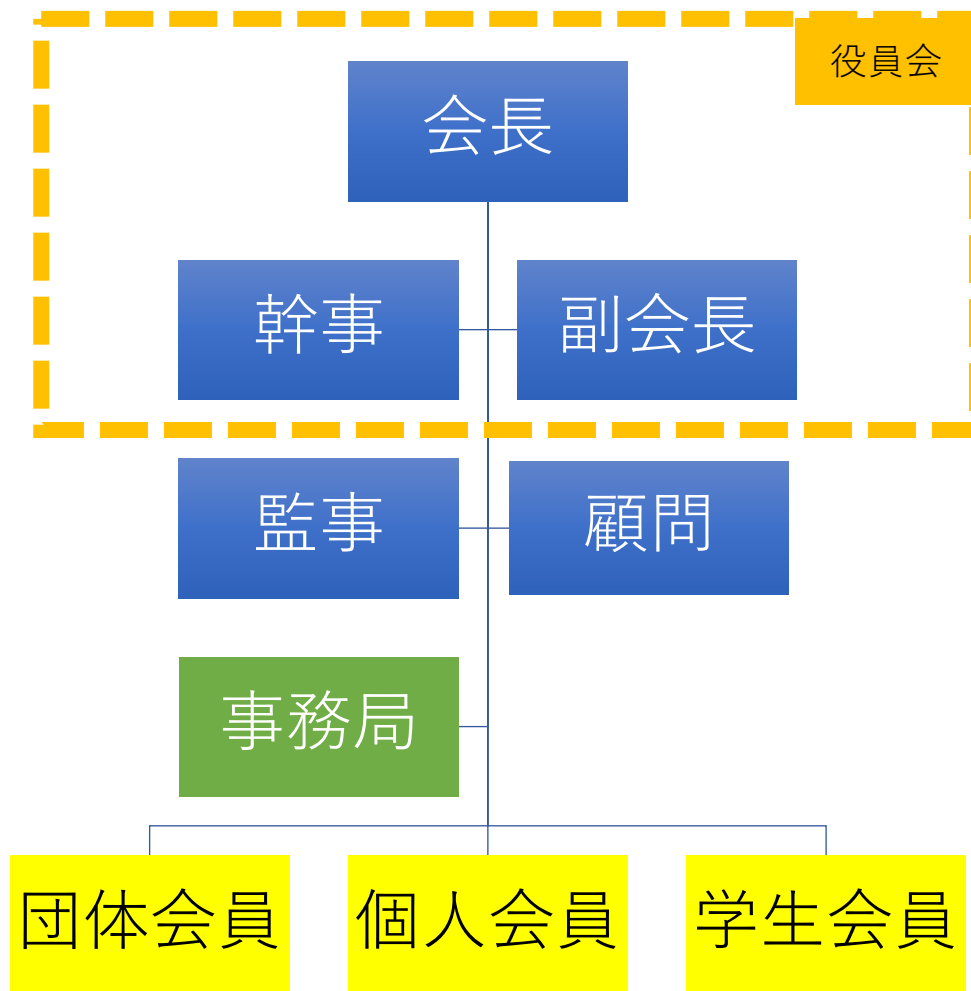
糖質研究者においては、免疫調節や細胞間認識など生命の恒常性の維持に関わる重要な分子と捉える人もいれば、ウイルス感染やガンの転移といった厄介な現象に関わる分子と捉える人もいます。

ほんの少し整理しただけでも、糖はいろいろな“顔”を持ちます。この非常に魅力的な糖鎖を活用し人類の未来への貢献を行おうというのが我々の想いです。

本コンソーシアムでは、大学、研究機関、行政、国内外企業などが連携し、互いに力を合わせることによって、主に糖質における研究、製造技術の発展を加速させ、実社会への貢献を目指したいと考えております。

糖質応用研究コンソーシアム 会長
和歌山大学教育学部 科学教育 有機生化学教室
准教授 山口 真範

糖質応用研究コンソーシアム 組織



糖質応用研究コンソーシアム 会員種別

団体会員（年会費：三万円/口）

- 団体会員は、担当者を1名登録する。
- 登録した担当者および同一機関に所属する者は、本コンソーシアムの行事に参加することができる

個人会員

- 企業個人会員：役員会で承認された企業個人とする（年会費：二万円/口）
- 公的個人会員：原則として大学、国公立研究所などに属する個人（年会費：三万円/口）

学生会員（年会費：無料※）

- 学生資格のある個人は学生会員として入会できる

※ 学生会員は本コンソーシアムの求めがあるときは、会の活動における実務を担当しなければならない

糖質応用研究コンソーシアム 規約

第1条（名称）

本コンソーシアムは、「糖質応用研究コンソーシアム」と称する。

第2条（目的）

本コンソーシアムは、和歌山に於いて糖質及びその応用研究を推進し、糖質応用技術の向上と普及を図り、各種産業における糖質応用利用の発展に貢献することを目的とする。

第3条（事業）

本コンソーシアムは、第2条に定める目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 産学官共同体の構築支援。
2. 共同研究開発の支援。
3. 会員相互の交流。
4. 情報の収集と提供。
5. 研究会、分科会等の企画・立案、及び開催。
6. その他、目的を達成するために必要な事業。

第4条（会員）

会員は本コンソーシアムの目的に賛同し本会の維持と発展に協力する団体または個人とする。

第5条（個人会員）

1. 個人会員は企業個人会員と公的個人会員の2種類とし、公的個人会員は原則として大学、国公立研究所などに属する個人及び役員会で承認された企業個人とする。
2. 企業個人会員は入会時希望を考慮の上役員会で決定する。
3. 個人会員は個人の資格であり、権利の行使において個人会員の代理は認めない。

第6条（団体会員）

1. 団体会員は、担当者を1名登録する。
2. 登録した担当者は、一般会員と同等の資格を有する。
3. 登録した担当者および同一機関に所属する者は、本コンソーシアムの行事に参加することができる。

第7条（学生会員）

1. 学生資格のある個人は学生会員として入会できる。
2. 学生会員は本コンソーシアムの求めがあるときは、会の活動における実務を担当しなければならない。

第8条（ネット登録者）

1. ネット登録者は、本会活動の情報を得ることが出来る。
2. 本コンソーシアムの行事に有料で参加することができる。
3. 一定期間連絡がつかなくなった場合は、役員会の議を経て登録が抹消されることがある。

第9条（役員）

1. 本コンソーシアムに会長1名、副会長若干名、幹事若干名、監事1名、の役員を置く。
2. 役員は総会で決定する。
3. 会長は本コンソーシアムを代表し、会務を総理し、重要会議の招集などを行う。
4. 副会長は会長を補佐し、会長の代行を行う。
5. 幹事は本コンソーシアム活動の企画に携わると共に運営についての実務を処理する。
6. 監事は会計を監査する。

第10条（役員任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条（役員会）

1. 本コンソーシアムの運営について協議するために役員会をおく。
2. 役員会は、会長、副会長、及び幹事により構成する。

第12条（顧問）

1. 顧問を置くことが出来る。
2. 顧問は本コンソーシアム発展に寄与する個人を会長が依頼する。
3. 顧問は本コンソーシアムの運営について助言できる。
4. 顧問には会費を免除することが出来る。

第13条（参与）

1. 参与を置くことが出来る。
2. 参与は本コンソーシアム企画運営活動等に寄与する個人を会長が依頼する。
3. 参与には会費を免除することが出来る。

糖質応用研究コンソーシアム 規約

第14条（総会）

1. 総会は、個人会員、各団体会員を代表する者1名により構成する。
2. 総会では、本コンソーシアムの事業計画および予算案、事業報告および収支決算、その他必要事項について承認および議決を行う。
3. 年1回以上開催し、過半数の出席（委任状含む）をもって成立とする。
4. 総会を構成する会員の半数以上の同意があれば、メールによる審議で総会に代えることができる。
5. 総会の議題は、出席者の半数以上の同意を持って議決とする。

第15条（コンソーシアム活動）

1. 本コンソーシアムは研究会等を開催し、糖鎖に関する情報を提供する。
2. 会員が糖鎖の研究と事業化に取り組む際には、本コンソーシアムは関連する研究室、企業と円滑に共同研究体制ができるように協力をする。
3. 会員が本コンソーシアムの支援により取得された知的財産権の利用を希望する際には、本コンソーシアムは権利者との円滑な協議ができるよう協力をする。
4. コンソーシアムの仲介によって会員間の二者間での共同研究及び協定が成立した場合には、当該協定の守秘義務契約で容認される範囲において、その内容をコンソーシアム会員に開示する。

第16条（会費等）

1. 団体会員の年会費は一口30,000円とする。
2. 企業個人会員の年会費は一口20,000円とする。
3. 公的個人会員の年会費は一口3,000円とする。
4. 学生会員の年会費は無料とする。
5. 納入済みの年会費は理由の如何を問わず返却しない。
6. 年会費の納入がない場合は、役員会の議を経て会員資格を一時凍結し、ネット登録者として各種情報の配信をする。
7. 本会の運営に必要な経費等については、会員の会費のほか、寄付、補助金などによるものとする。

第17条（会計年度）

本コンソーシアムの会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条（事務局）

本コンソーシアムの事務局は、和歌山大学産学連携イノベーションセンターに置く。

第19条（寄付）

1. 本コンソーシアムへの寄付については、役員会での議を経て受け入れることができる。
2. 本コンソーシアムは、第3条に規定する事業として適切である場合、役員会の議を経て寄付を行うことができる。

第20条（解散）

1. 役員会は本会の解散を発議することができる。
2. 解散が発議された時は、会長は速やかに総会を開催しなければならない。
会員総数の過半数が出席する総会での議決により解散が認められた場合には、会長は3月以内に本コンソーシアムを解散しなければならない。但し、総会参加者には役員会で定めた様式による委任状の数を含めるものとする。
3. 解散時における本コンソーシアム保有財産は、原則として和歌山大学に寄付するものとする。

第21条（規約の改訂）

この規約は、総会において、出席会員の過半数以上の議決を得た場合は変更することができる。

附則

1. この規約は、平成29年11月30日から施行する。
2. この規約の施行後に最初に任命される第10条の役員員の任期は、平成32年3月31日までとする。
3. この規約の施行後の最初の会計年度は平成29年11月30日より平成31年3月31日までとする。

糖質応用研究コンソーシアム 申込書

以下必要事項を記載してメール(liaison@center.wakayama-u.ac.jp)
もしくはFAX(073-457-7550)にてお申込下さい。

組織名(企業・大学・研究機関など):

所属部署名(部署・学部など):

住所(〒、所在地):

〒

氏名(担当者):

電話番号:

FAX番号:

e-mail:

会員種別(団体・個人・学生会員):

- 団体会員(年会費¥30,000/1口)
- 企業個人会員(年会費¥20,000/1口)
- 公的個人会員(年会費¥3,000/1口)
- 学生会員(年会費:無料)

コメント欄:

請求書不要

※請求書をご入用な場合はコメント欄にその旨ご記入下さい。後日郵送にてお送りさせていただきます。

※ご請求書が不要な場合は「紀陽銀行 延時支店(365)普通口座478353 トウシツオウヨウケンキュウコンソーシアム」まで
年会費をお振込下さい。(初回締切:平成30年2月28日まで)

糖質応用研究コンソーシアム 設立総会 申込書

議事次第

日時: 平成30年3月14日(水) 13時～15時

場所: 和歌山大学 産学イノベーションセンター1F 多目的研究室

〒640-8510 和歌山県和歌山市栄谷930

アクセスマップ: <http://www.wakayama-u.ac.jp/about/access.html>

次第:

開場 12:30 ～ 開会13:00 ～ 閉会15:00予定

- ・ 開会挨拶
- ・ 規約案の承認
- ・ 会長・副会長・運営委員の選任
- ・ 活動方針
- ・ 事務連絡

※ 閉会后、山口研究室の見学及び会員間の交流会を開催予定

以下必要事項を記載してメール(liaison@center.wakayama-u.ac.jp)
もしくはFAX(073-457-7550)にてお申込下さい。

組織名(企業・大学・研究機関など):

所属部署名(部署・学部など):

住所(〒、所在地):

〒

氏名(参加者※):

電話番号:

FAX番号:

e-mail:

※ 総会にご参加の方は、入会申込をお願いいたします。

※ 団体会員様で複数人数ご参加の場合は上記氏名の欄にご参加される全ての方のお名前などをご記入ください。